

聖籠町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例17号

聖籠町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

聖籠町道路占用料等徴収条例（昭和38年聖籠町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

道路占用料金表

（単位：円）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	350
	第2種電柱		540
	第3種電柱		730
	第1種電話柱		310
	第2種電話柱		500
	第3種電話柱		690
	その他の柱類		31
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	190
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	630
	郵便差出箱及び信書便差出箱		260

	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	970
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	630
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	28
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			38
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			75
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			190
	外径が1メートル以上のもの			380
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	630
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路	490		
	地下に設ける通路	290		
	その他のもの	630		
法第32条第1項第6号に	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	10

掲げる施設			つき1日	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	97
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチで あるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	97
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	970
	標識		1本につき1年	500
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	97
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	97
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	970
		その他のもの		490
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.028を乗じて得た

			額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルに	97
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		つき1月	63
政令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028

		を乗じて得た 額
--	--	-------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。